

田畑忍著「違憲・合憲の法理」

山本浩三

帝國主義と合法

△世界史の皮肉は、すべてのものを逆轉し轉倒させる。吾々「革命家」すなわち「轉覆者」は非合法的手段や轉覆によるよりも、むしろ合法的手段によつてはるかにより成長發展するのである。みづから秩序黨と稱している諸黨は彼ら自身がつくりだした法律的状态によつて没落してゆく。彼らは絶望的に、オデロン・パローとともにこうさげぶのだ「合法性こそ吾々の死である」(la légalité nous tue)と。ところが、吾々はこの合法性のもとで、筋肉ははりきり、顔は赤く、まるで永遠の生命の觀をていしてきたのだ。で、もし吾々が彼らのおのぞみどおり市街戦へかりたてられるほど狂氣じみていないならば、そのとき彼らとしてはけつきよく、彼らにとつてまことに因果なこの合法性を自分でぶちこわすよりほかにしかたはないのである。▽(フランスにおける階級闘争序文) (マルエン選集五卷一七七頁)

これは一八九五年のエンゲルスの言葉である。資本主義の最後の發展段階である帝國主義の時期において、プロレタリアト彈壓の道具としてのブルジョア法秩序が、階級支配の障礙となり桎梏と化し、時としては解放の一手段に利用され、獨占資本

家はその権力をかため、搾取を持續するためには必然的にみづから創造したこのブルジョア法秩序を暴力的に廢棄あるいは改悪しなければならぬという現象をあたかも豫見していたかのような印象を與える。

その成立期における日米兩帝國主義間の矛盾と資本主義勢力と國際民主勢力との矛盾と國內の資本家と労働者階級の矛盾を反映している日本國憲法は民主的・平和的・共和的性格をもちながらも本質的にブルジョア法であることは否定できない。このブルジョア法が制定されて數年、國際民主諸國と帝國主義國の矛盾の激化、國內のファッショ勢力と民主勢力との矛盾の激化は、米國帝國主義者及びこれに從屬するわが國の反動階級にとつてこのブルジョア憲法が脅威となり、彼らは「合憲性こそ吾々の死である」ことを自覺し、この憲法を骨抜きにし、あわよくば、ファッショ憲法へ改悪することを企圖し、かつその努力をつづけている。この違憲・改悪路線に對し、人民は一そう民主的な憲法の成立を志向しながらも、現實の實踐として、このブルジョア憲法を嚴守することが、その民族的・階級的利益に一致するものであることを認識し、廣汎な憲法擁護戰線を展開している。そして現状における闘争形態として、立法闘争・解釋闘争は重要な地位をしめている。立法闘争とは、民主的法規範成立・違憲立法の成立阻止・既存の違憲法の撤廢をはかることである。(村本一雄氏は違憲法(占領法規)撤廢運動は憲法改悪反對運動の主要な任務であるとのべてい

る。「前衛」一〇七號一四頁

解釋鬭争は憲法の民主・共和・平和性を明確にし、これに反するすべての國家行爲の違憲性を暴露することである。立法鬭争は解釋鬭争を前提とし、解釋鬭争は立法鬭争をまつてその實をあげる。この立法鬭争・解釋鬭争の理論的指導は憲法學者の任務である。この使命にこたえて、田畑忍教授は「違憲・合憲の法理」(有斐閣一九九頁)を出版した。ここで人は立法鬭争における教授の誠實な實踐と解釋鬭争における精緻な頭腦をみる。とりわけ、はじめの二つの論文は必讀の價値がある。

違 憲

まず「違憲と合憲」において直接的違憲とともに憲法全體の精神または個々の法規の精神に對する違反である間接的違憲あるいは非立憲を政治上斷じて避けねばならないという佐々木博士の所説を支持し、「この國家機關による違憲・非立憲行爲は他國に例をみない程多く、その性格が封建の遺制と官僚主義的意識の強い權力的違憲であり、階級支配的違憲であること」を指摘するとともに「自らの權利と義務を棄てて顧みず、また他の同胞の人權を無視し、他の同胞に對する拷問を主張するが如き國民の一部に存在する封建的後進的な反立憲の性格・意識が」また國家機關による違憲、非立憲の原因ともなつてゐる、だから「權力の違憲と非立憲に對して權力の濫用に對し、更にまた憲法の破壊行爲に對して、これと闘うべき國民の勇氣と正

義感を、そしてその砦として進歩的憲法への尊重意識とを喚起することは最も肝要なことである」(七頁)と憲法擁護運動の必要性にふれてゐる。

國家權力による違憲を立法的違憲・行政的違憲・司法的違憲に分け、おのおのその事實を指摘しているが、特に司法的違憲で「最高裁判所が直接に最高裁判所に對してなされた違憲救済の訴訟を常に棄却してゐるのは、その解釋の誤りに基づく司法的違憲中の最大のものである」と喝破し、最高裁は憲法第八十一條によつて、「いやしくも違憲救済の訴訟は、間接的のもの、直接的のものにかかはらず、これを受理しなければならず、その手續規定が國會によつて用意されていないならば、最高裁判所自ら、進んで憲法第七十七條によつて與えられてゐる規則制定權を行使して、違憲訴訟手續規則を設けて違憲訴訟を受理すべきものである。したがつて、最高裁判所がかかる用意を怠り、これを常に棄却してゐるのは司法に間する違憲行爲を敢てしてゐるものであるといわなければならない。すなわち、最高裁判所のかくの如き違憲行爲によつて、立法および行政の分野における甚しき且つ夥しき違憲の事實を生んでゐるものと考へざるを得ない。……最高裁判所の立憲的自覺と猛省とを促さざるを得ない所以である」と叱咤してゐる。「最高裁判所による憲法第八十一條の違憲的解釋」は同趣旨のことをより詳しくのべてゐる。しかし最高裁の反省はなく、最近では三鷹

事件判決においてその階級性を露呈した。

教授はまた、國會が違憲訴訟手續法を定めないのでを批判している。これに刺戟されたのか、左右兩派社會黨では七月十一日に「裁判所法の一部を改正する法律案」を共同提案したが、反動政黨のために無視され、法制化されていない。憲法第八十一條の違憲的有權解釋に憤慨して教授は「主權者たる國民を構成する個人によつて敢行せられるべき法解釋鬭争の必要が痛感される」さらに「違憲行爲に對する制裁規定を設けることを主張する立法鬭争が必要である」とし、「かくのごとき憲法法規または法律制定のための立法鬭争は全體としての法鬭争の上からいつて、きわめて大切な契機をなすものであり、憲法擁護の合法的鬭争は、これによつて必ず大なる力を獲得することになる」(頁一七)と立法鬭争上、貴重な示唆を與えているが、憲法をめぐる力關係の現状ではまだその示唆が實踐化されていない。

帝國主義と主權

へ獨占體が支配する帝國主義は、ブルジョア國家の國內政策と對外政策が、民主主義から政治的反動にかかわることを特徴とする(經濟學教科書四三四頁)國內のブルジョア法秩序をじゆりんしようとする帝國主義者はブルジョア法性をおびている國際法を侵犯しないではその體制を維持できない段階にきている。ソ同盟・中國を中心とする民主主義諸國が、主權の揚棄を目的とす

る國家體制にありながら、平和五原則にみられるような、主權尊重に基くブルジョア國際法を維持し、擁護しようとするのは資本主義およびブルジョア法のこの辯證法的發展を洞察しているからである。帝國主義國の主權侵犯の法的現象は憲法違反の條約の強要的締結である。戰爭放棄を規定している日本國憲法を輕視し、原子戰爭の道をひらくM S A防衛協定のごときは典型的な例である。違憲の條約を憲法學者はどのように理解するか、國際法優位説をとる宮澤・俵・横田教授らは、國際法が憲法に優越するという。あきらかに主權の否定を容認する。客觀的に帝國主義に奉仕する學說である。それに對し、美濃部、藤田、田上、佐藤教授らは國際法に對する憲法の優越を主張する。田畑教授は「違憲の條約の憲法論的考察」の中で、憲法と國際法を異れる法體系とみる相對的三元説の立場にたち、違憲の條約は有効であるが、政府の違憲の條約締結行爲は憲法の條規に反する國務に關する行爲として無効である。その結果、政府は違憲の條約を廢棄する義務がある。(四六)とのべている。少し迂回的であるが主權擁護の理論とみるべきであらう。しかしこれに對する反論は國際法優位説からも憲法優位説からも出なければならぬ。しかし教授の實踐意欲はそこで終止しない。「違憲の條約である」と見る國民は最高裁判所の判決如何にかかわらず、繰返し政府に對して其の締結行爲の非を責めるだけに止らず、更に違憲と考えられる條約そのものの廢棄の運動を

起すことができ、起さねばならない」(四八頁)と説く、また、平和條約・安保條約・行政協定・M S A防衛協定の主權干犯性を論じ、更に「外國のわが國憲法改變の政策と企圖又は其の煽動又は教唆が外國政府によつて行はれる場合、明らかに日本國の主權に對する外國の干涉である」(四四頁)とプロテストする。プロテストの對象が主として米國帝國主義にむけられていることは多言を要しない。

憲法學と實踐

△知識を得たいならば、現實を變革する實踐に参加しなければならぬ。毛澤東、(國民文庫)「實踐論」(一八頁)。

平和運動、護憲運動における教授の精力的實踐は周知の事實である。現代、教授は實踐の場をヨーロッパに求め、ストックホルムの平和大會はじめ多くの地で日本國憲法の平和主義を宣揚している。「違憲の法政に對する若干の批判」では教授の實踐の一部を知ることができる。京都市の公安條例に對する市會、地裁における違憲性の證言、破防法に對する態度、自治廳通牒の違憲性の指摘、參議院におけるM S A協定、防衛廳設置法案と自衛法案の違憲性の懇切なる證言等、たんに憲法および法律解釋のみならず、立法論、運用態度、法の政治的經濟的背景にまでふれ教えられるところが多い。教授は平和運動・護憲運動を通じ、人民の平和意識・民主精神に接觸することによつてその學問を深め、豊にし、そして確かにしているのではない

だろうか。たとえば「憲法改正は、歴史の前進にしたがつて、國民の幸福と自由を増進する方向に正しく憲法を改めることである」(九頁)という平明な論理が多くの頑迷な法學者たちの輕視又は無理解にあつてゐる反面、良心的學者(たとえば黒田了二ごとき(憲法學)および、民衆の叡知はこれを率直に受けいれているのである。教授は憲法改正の窮極の目標は「各人の必要に應じて各人に」という高度の經濟法則の實現する段階の社會の實現であると考へ、日本國憲法の次の發展形態を教示するものとして、中華人民共和國憲法の説明を卷末におさめている。教授の著書を讀み終つて、憲法學者が憲法の知識を得たいならば現實を變革する實踐すなわち、憲法を擁護する實踐に参加しなければならぬということを痛切に感じた。

餘 錄

消 息

法學部研究室は、新たに樋口謹一氏、君村昌氏、八木鉄男氏を迎えた。

樋口氏は、京都大學文學部西洋史專攻を昭和二四年三月に卒業し、以來、人文科學研究所助手であつた。(七月一日專任講師就任)

君村氏は、同志社大學法學部政治科を二八年三月に卒業、後、同大學院法學科政治學專攻、三十年三月修士。(六月二三日助手就任)

八木氏は、同志社大學法學部法律學科を昭和二二年九月に卒業、後、同大學院(舊制)を経て三重短期大學助教授であつた。(九月一日助教就任)

*

『先日は皆さんのお手紙ありがたく拜讀して、直ちに返事を書いて出したのですが、アドレスを明記しないうちに出してしまつたので或いは宙に迷つてゐるかも知れません。』

スウェーデン、デンマーク、それからドイツでも自然にいろいろの人たちに會いました。詳しいことは歸學してからお話し

たしませう。大いに御期待下さい。

明日はボン大學に参ります。それから、ハイデルベルヒにもゆき、フランクフルトの大學は、八日に訪れることになつていきます。ドイツの自然は、くすんで夏尙寒く、ラインの濁流が千古の歴史と詩情をたゞえて流れています。私はこの國が再び軍備をもつことを哀しむ氣持がいつそう強くなりました。

九日の夜フランクフルトで講演をすまして十日にはパリに参ります。皆さんによりしく御風聲下さい。敬具。』

田畑 忍教授の最近の通信である。フランクフルトでの演題は、「日本と世界問題」。主催はフランクフルトのC V J M (Y M C A) で主として青年層への呼びかけであつた。

時 評

「羅針盤のない科學者」

クロード・モルガンの輕妙な、諷刺のきいた作品「羅針盤のない旅行者」は、はじめから終りまで、腹の皮をよじらせるエピソードに満ち満ちているが、この小説の主人公ピシユゴルヌの波瀾萬疊の「現代のオデッセイア」を平氣で笑いとばしてしまふわけにはいかない。わたくしは何べんも苦い笑いを笑わねばならなかつた。

元稅務署員、復員軍人、ニュー・フェイスのアプレ詩人のピシユゴルヌは、現代フランスの「ドン・キホーテ」だが、「知

識人的自尊心」をもちあわせているために、「ドン・キホーテ」ほどの蕃勇や肚はなく、いろいろな現實にぶつかりながら、悩み、たたかい、とまどい、まったく「羅針盤」のない船をつくり、漂流する。炭坑で、ダム・サイトで、アルジェリアで、ベリヤ事件で、ファシストの復活を企圖する事件にさいして、というふうには……。ピシユゴルヌは「誠實な、しかし知識人的自尊心を拂いのけるにいたらない知識人」、「この知識人的自尊心のゆえに人民の深い動きから孤立した知識人」である。(モルガンの序文)。この「知識人的自尊心」のために、ピシユゴルヌは「羅針盤」をもてず、盲航海をしなければならぬ。そして、人民を象徴する戀人サラジーヌによつて、やつと「羅針盤」を手に入れるまで、この盲航海はつづくのである。

モルガンは日本の讀者にあてた序文で「フランスにはこういう知識人(ピシユゴルヌのような)が存在する、たぶん、日本にもいるだろうか」と書いているが、まったく、ドンピシャリ感が深い。この小説が「日本の知識人にささぐ」という獻辭がないのがむしろいぶかしいくらいのものだ。讀みながら苦笑いしなければならなかつた、とわたくしがまえに書いたのもそういうわけである。

日本の知識人、學者も、多分にピシユゴルヌ的なものをもっている。「右にも左にも偏せず」、「中立」をまもり、「人民の上に」、「象牙の塔」の中にいる。これは、日本の知識人、學者の

大多數の金科玉條であり、それによつてのみ、アカデミシャンの「權威」も守られるのである。日本のアカデミズムなんていうものは、まあ、そんなものだ。

たとえば、いわゆる學會。いつか、ある職員の人が同大新聞に匿名で(なぜ匿名で書いたのか妙だが)寄稿し、教授、助教授たるものは、年に一度は學會で報告し、研修の實をしめすよう學長の權限で強制すべきだ、と主張した。この職員の人には、残念ながら日本の學風について錯覺をおこしているのである。いまの學會は、十中八九、學會ではなく、フェスティヴァルであり、一年一度ないし二度の懇親會であり、あるいは學界で出世のいとぐちをみつける、登龍門、いわば「美人コンクール」の場みたいなものだ、眞劍な、身體をはつた討議をやる時間はないし、質疑そのものもきれいごとで、報告者をいじめるのもタブーなら、へたな質問をして自分の「權威」をおとすのもタブーである。これでは學會は茶番劇である。

日本のアカデミズム、またアカデミーは、いわば封建制度そのものである。とくに國立大學ではそうだ。講座制のもと、教授―助教―講師―助手というヒエラルキーが確立されていて、その頂點に立つ教授は「一國一城のあるじ」であり、その中は「眞空地帯」である。「一國一城のあるじ」たちは、嚴密に「内政不干渉」の原則をまもり、「犯さず、犯されぬ」。他人

の學問を尊重するのはいいが、その半面、隣接諸科學の學者間協力や共同研究は阻止されてしまう。アカデミズムのもとでなかなか共同研究が發展しないのはそのためだろう。

このアカデミズムのタブーを犯す人があれば、とくに若い學者が犯そうとすれば、たちまちたいへんな目にあう。「あれはアカデミズムではない」、「あんなのは學問ではない」という非難をあげ迫害をうける。こうして、多くの若い「羅針盤」を探求する「ピシユゴルヌ」は途中で挫折するのである。このことから、自分の専門領域をかたく守つて一步も踏み出さぬこと、研究室だけで本とニラメツコをしてゆめゆめ外に出ないこと、學術雜誌以外にはものを書かないこと（というのは、前掲某職員氏もいうように、ジャーナリズムに書くことは「餘技」であり、アカデミシヤンの「墮落」だから）、もつぱら「學問のための學問」のみに沈潜し、「大衆」なんぞを相手にせず「學界」のみを相手にすること——これが日本の學者のレイ・メイドの「羅針盤」としてあてがわれ、多くの人々がこの「羅針盤」を有難く後世大事に使うのである。

だが、嵐はだんだんはげしくなり、この「羅針盤」では「紫雲丸」みたいな運命になりかねない。「象牙の塔」もけつして安樂な場所ではなくなつてきている。第一、研究費が足りないから本も買えぬ、研究も出来ぬ。法學者であれば「世にも不思議

な物語」や三鷹事件判決、八海事件のような現實の問題に關心をもたぬわけにはいかない。ともかく「ピシユゴルヌ」には良心があるからである。政治學者であれば、そもそも國家とは何ぞやとか、平和的共存とか、そんなことを考えぬわけに行かぬ現實がつぎつぎにおこる。このような問題について、「大衆」は學者に解答を求めているのだが、それにたいして、學者は「知識人的自尊心」のゆえに沈黙をまもるか、あるいは、案外、「大衆」以下の解答を出して物笑いをまねくこともある。だが、これでいいか、という内奥の聲はだれにもある。

以上はいうまでもなく一般論であつて、わが同志社大學法學部では、まず、そんなことはないのであるが、それにしても、われわれは、もつともつと學者としての良心をみずから呼びさまし、若々しい、たくましい學風をおこし、共同研究その他の科學運動を發展させなければならない。また、研究條件の向上をはからねばならない。學問上の、きびしい、しかし友好的な批判や反批判がこの雜誌にも溢れなければならない。われわれは、見かけは美しくなくとも堅牢な狂いのない「羅針盤」をもたなくてはならない。(一九五五・八・五) (岡倉古志郎)

*

大學卒業生の就職難を理由に、文部省は大學(短大をも含めて)の整理を考えているという。それでなくても、大學が多すぎるという聲は多い。しかし、ほんとうに大學は多すぎるのだ

ろうか。

大學卒業生の完全就職ということ、を考えると多すぎるように見える。だが、大學を卒業したからという理由で、戦前のように特権的地位を得られる時代は去つたといえよう。しかもこの事實は明らかに進歩と云える。なぜなら、舊帝大閥というような閥はまだ完全に消え去つたわけでは決してないが、その勢力は弱まり、それだけ官僚機構や經濟界が民主化されたからだ。この點を一つとつても大學を減らすことは何の益もない。それに、就職難だから大學を減らすという論理ほど奇妙なものはない。國民は、教育を均等に受ける権利をもつのである。すべての人が大學まで進學できるのが理想なのに、何という消極的な考え方だろう。というよりも、愚民政策といつた方がよいかも知れない。

就職難の解決は、日本經濟の全體の問題である。大學の數を減らしても失業者の總數に變化はない。この點、學生諸君の側からも検討の餘地がある。すべての卒業生が、いたずらに大銀行や大會社を望んでも實現は不可能だ。現代の經營は、過去のそれ以上に合理化される傾向があり、ほんとうに重要な仕事をやる幹部級の職員の比率はますます減つてゆく。だから、特権的意識を持つほど失望することになる。とは云え、誰しも不安定な中小企業は一應避けたいと思う。それは無理のない要求だ。だが、この點はやはり日本經濟全體の問題であり、大

學を就職難のゆえに、減らそうとするような政府では解決できない問題である。(つねとうたけじ)

編集後記

學術雜誌を編集して一息になるのは、そこに載せられる論文や資料がどれだけ多くの人々によつて眞剣に讀まれるだらうかということである。興味本位の讀物と違つて、誰でも手にとつて讀めるというものではないから、何萬何十萬もの人々がこれを讀むということの無理なことは、始めから解つてゐるが、氣になるのは、その點ではなくて、讀む意欲と能力とを有する人々にも仲々讀んで貰えないということである。讀んで貰うべき人々全員に讀んで貰えたら、たとえそれが五人であらうと十人であらうと、書いた者にとつては充分満足できる。そうでないからほんとに困るのである。どうせ大した論文でもないから、讀まれようと讀まれなからうと、大勢に影響がない、といつてしまえばそれまでである。だけど讀みたいと思つてゐる人にもついでに讀まれたいとしまつては一體どうしたことか。

わたくしは讀まない人を責めてゐるのではない。讀まれないでしまふ學術雜誌のあり方を問題にしているのである。法學・政治學の部門については、わが國では各大學や各研究機關が夫々の機關雜誌を持つてゐる。この點はドイツと異つて、アメリカと大變よく似てゐる。ドイツでは民法雜誌・全商法雜誌・公

法雑誌・刑法雑誌・法哲學雑誌・法史雑誌・民事實務雑誌・外國法雑誌というように、夫々専門分野別に雑誌が刊行されているので、讀者は自己の専門に應じて一冊又は二冊を購入すれば、それで事すむが、アメリカでは、ハーバード法學・エール法學・カリフォルニア法學という具合に、大學又は機關別に雑誌が刊行されている。

大學又は機關別に刊行されるということは、勿論それ相當の理由と便宜とがある。即ち書く方の立場からすれば、その大學又は機關に屬する者は氣樂に論文を書いて簡単に載せて貰うことができる。論文を書いても仲々載せて貰えないということとは、極めて稀である。これは確かに大きな便宜である。これによつて研究が直接間接に促進されるということもあらう。併し反面閉鎖的となる缺陷を免れえない。雑誌を刊行していない大學や機關に屬する者は閉め出されることになる。更に致命的なことは、讀む方の立場からすれば何冊も買ひ求めねばならないという不便である。自分の専門のところだけごく一部分しか讀まない雑誌を何冊も購入しなければならないのは、不經濟至極である。恐らくそんな餘裕はないであらう。勿論圖書館や研究室に行けば、各種の雑誌が備え付けられているので、自分で一々買ひ求めなくとも、利用に事缺かないともいえるであらうが、それは飽くまで理窟であつて、常に自分の手許にあるかどうかでは、利用度が全然異つてくる。

餘 餘

かくてやはり専門別に雑誌が出ているのを良しとするのである。けれどもわが國の現状からすれば、今のシステムを一舉に専門別に編成し直すことは恐らく不可能であらう。そこで思ふのは、今のシステムを一應そのままにしておくが、その代り一年毎に既刊の雑誌をもとにして、それを専門別雑誌に再録して、民法雑誌・商法雑誌・公法雑誌などとして、刊行すればどうかということである。誰が刊行するかということになれば、それは學術會議とか學會とか、或は文部省とかに骨折つて貰う外ないであらう。學會などせめてかういうことにでも乗り出してくれないと、今に存在意義がなくなるのではないかとも思はれる。刊行の費用が一番難關であるが、これも文部省が毎年支出している科學研究費の一部をさけば、すぐ片附くであらう。科學研究などその研究目録を見ていると、全くつまらないものも澤山あるし、中には尤もらしい名稱がつけられているが、果して研究されるのであらうかと思はれるものもある。科學研究費など大半生活補給金だといつてしまえばそれまでだが、そうすれば、それが貰えない者こそいい面の皮である。ともかく金は有効に使はれることを良しとする。

そんなわけで充分實現性はあると思ふが、わが國の至る處にはびこるセクシヨナリズムが最も心配である。もしこの提案が實現されるならば、學者は夫々自己の専門に應じて一冊の論文集を購入すれば、その年度における收穫を一度に目を通し得

て、學界の傾向を知り得ると共に、立派な論文の存在に氣付かずには過すという弊もなくなる。論文を書く身にとつても、どれだけ勵みになるか知れない。論文はその讀まれて然るべき人々すべてによつて讀まれ、或は少くとも通覽されるであらう。學者たるもの以て瞑すべきである。一切の困難を破つてこの提案が實現されることを望んでやまない。(服部)

〔訂正〕 同志社法學三〇號の拙譯「李達著・憲法論」において、重大な脱字をその後發見致しましたので訂正致します。

同誌一二六頁下段の終りから四行に「土臺とは特定社會の經濟制度、すなわち特定社會の生産方式であり、いかえれば當時の生産力と生産關係である」とありますが、傍點箇所は「生産力と對應する生産關係」と訂正致します。「對應する」という四字の脱字によつて、「土臺」↓「生産力と生産關係」となつてしましますが、勿論「生産力」は土臺には含まれません。この點は「經濟學教科書」第一分冊、七頁を参照されれば明確で、「土臺」↓「生産關係の總體」となつております。尙、コンスタンチーノフ監修の改訂版、第一分冊、一九四頁等もこの點が明確です。右脱字訂正を致します。(大隅逸郎)